

指針改定の背景等（現状・課題）

【社会情勢等】

●価値観の多様化

- ・文化、価値観やライフスタイルなどが多様化している一方で、考え方の違いや固定的な概念に起因した不当な差別や偏見があり、一人ひとりの多様性を認め、尊重することが一層求められている。

●新たな人権侵害等の発生

- ・LGBTs や新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害等の新たな問題が発生している。
- ・インターネット等の普及によりいじめの様相の変化や SNS 等による誹謗中傷などが深刻化している。

●SDGs の取り組みを推進

- ・誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指す SDGs の達成に向けた取り組みを推進していくことが求められている。
- ・SDGs が目指す姿は、人権尊重の理念とも重なることから、本指針においても SDGs の観点を踏まえることが重要である。



【国等の動向】

●人権に関連する法整備や改正

- ・社会情勢等を踏まえ、各種法整備や改正が行われている。

部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年施行）

部落差別解消に関する基本理念や国等の責務を明らかにしたもの

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成 28 年施行）

いわゆるヘイトスピーチの解消を目的としたもの

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（令和元年改正）

事業主に職場におけるパワーハラスメント防止措置を義務付けるもの

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（令和 3 年改正）

障害者への合理的配慮の提供を民間事業者にも義務付けるもの

刑法（令和 4 年改正）

侮辱罪を厳罰化するもの

【市の動向】

●市民協働のまちづくりの推進

- ・市まちづくり基本条例を改正（令和 3 年 4 月 1 日施行）し、職員の役割・責務として、地域課題の把握・解決やまちづくり等への参画などを新たに位置づけ、市民を主体としたまちづくりへの実現を一層推進している。

●各種取組の推進

- ・人権に関する講演等を行う「人権を考える会」の開催など全市的な取り組みや、人権感覚を高める「ひびきあい活動」など各学校での取り組みなど、様々な人権教育・啓発を実施しており、引き続き各種取組を推進していく必要がある。

●支援体制等の整備

- ・市民総合相談室や子育て相談センター「羽っぴい」など各相談窓口を設置し対応するほか、県などの相談機関等の紹介など、相談・支援に取り組んでいる。
- ・「市児童生徒のいじめの防止等に関する条例」の改正など、近年の状況に合わせて対応している。

市民意識調査結果

●人権教育

- ・人権意識の向上に向けて、特に学校教育での充実が求められている。

[人権問題に対する理解・醸成に必要なこと (P107)]

- ・学校での教育を充実する (25.5%)
- ・行政による啓発広報活動を積極的に行う (15.9%)
- ・人権侵害を受けた人への相談や支援を充実する (14.0%)

- ・他方、人権は学校・職場・地域社会など日常生活のあらゆる場面に関係するため、発達段階やライフステージに応じた人権教育が重要である。
- ・学校教育としての人権教育の充実に加え、社会教育として人権教育に取り組むことが必要である。

●人権啓発

- ・一定の割合で人権を身近に感じていない人がおり、人権問題を考える機会がない人や関心がない人への働きかけが必要。

[人権問題の身近さ (P25)]

- ・身近に感じる (12.8%) ・どちらかといえば身近に感じる (34.4%)
- ・身近に感じない(9.3%) ・どちらかといえば身近に感じない(33.7%)

- ・主にメディアから情報を取得している状況が見受けられるが、行政による啓発の推進が求められている。

[人権問題に対する知識や情報の取得 (P98)]

- ・テレビやラジオ(23.7%) ・新聞(14.7%) ・インターネット(14.7%)

[人権問題に対する理解・醸成に必要なこと (P107)]※再掲のため省略

- ・行政による啓発広報活動を積極的に行う (15.9%)

- ・幅広く啓発を行うことが求められている一方で、各人権の関心度にはばらつきが見受けられるため、人権尊重の精神を醸成していくことや各人権分野についての認識を深めるため、対象者や課題に応じた啓発が必要である。

[各人権問題に対する関心度 (P4)]

(関心がある割合が高い)	(関心がある割合が低い)
<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症 (42.1%) ・子ども (35.7%) ・働く人 (35.5%) ・障がいのある方 (35.3%) ・インターネット (35.1%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・刑を終えて出所した人 (10.8%) ・ハンセン病患者 (11.7%) ・アイヌの人々 (11.9%) ・ホームレス (12.4%) ・外国人 (12.8%)

[人権啓発活動を効果的に行うための取り組み (P110)]

- ・学校に出向いて出前授業を行う (24.4%)
- ・市のホームページを充実させ様々な人権問題を取り上げる (19.9%)
- ・SNS で人権に関する情報を発信する (15.1%)

●人権意識の変化

- ・社会的な関心の高まりや各種取組の推進により、人権意識が高まった一方で、人権意識の高まりを感じていない人も一定割合おり、人権施策の一層の推進が必要である。

[人権意識の変化 (5年前との比較) (P26)]

- ・高くなっている (8.7%) どちらかといえば高くなっている (27.1%)
- ・高くなっていない (12.9%) どちらかといえば高くなっていない (15.2%)
- ・わからない (35.3%)

●人権侵害の有無

- ・性別で人権侵害の有無に大差はないものの、人権侵害の内容には違いが見受けられる。

[人権侵害の有無 (P27) ・ 人権侵害の内容 (P28)]

(男性)		(女性)	
人権が侵害されたと感じたことが			
<ul style="list-style-type: none"> ・ある (19.0%) ・ない (80.6%) 		<ul style="list-style-type: none"> ・ある (23.1%) ・ない (76.3%) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・パワーハラスメント (20.7%) ・職場での嫌がらせ等 (18.5%) ・あらぬ噂、悪口等 (16.3%) 		<ul style="list-style-type: none"> ・あらぬ噂、悪口等 (18.1%) ・職場での嫌がらせ等 (14.2%) ・パワーハラスメント (11.6%) 	

●人権侵害時の対応

- ・人権侵害を受けた際に問題解決に向け、迅速かつ的確に対応できるよう、国、県や関係機関、団体と連携して相談機関・窓口を周知する必要がある。

[人権侵害時の相談の有無 (P31)]

[人権侵害時の相談相手 (P32)] ・ [人権侵害時に対応しなかった理由 (P35)]

相談した (44.3%)

黙って我慢した (54.9%)

[相談相手]

[我慢した理由]

・ 家族 (24.5%)

・ 相談しても無駄だと思った (31.9%)

・ 友人 (24.5%)

・ 信頼できる相談先がなかった (11.6%)

・ 上司や同僚 (17.6%)

・ 我慢できる程度の事柄だった (10.1%)

指針の基本的な方向性

- ・依然として存在している不当な差別や偏見をはじめとする各種人権問題の解消や、新たな人権問題に対応していく必要がある。
- ・第六次総合計画で掲げる「心安らぐ 幸せ実感都市 はしま」の実現や、まちづくり基本条例で掲げる「市民主体のまちづくり・協働によるまちづくり」の実現に向けて、市民一人ひとりが人権を尊重していくことが求められる。
- ・これらを踏まえ、現指針の基本理念等を継承し、引き続き各種人権施策を行うことが必要である。

●基本理念

一人ひとりの人権が尊重され、市民が主体のまちづくりの実現を目指して

●大切にしたい視点

一人ひとりが自分を大切にし、一人ひとりのちがい（多様性）を認める

●3つの柱

- 1 人権教育・啓発の推進～互いに認めともに支え合う心の育成～
- 2 相談・支援の充実～一人ひとりの安心を守る体制の整備～
- 3 多様な主体との連携・協働～ともに手を取り合うまちづくりの推進～

●基本的な施策の方向性

1 人権教育・啓発の推進～互いに認めともに支え合う心の育成～



施策の方向性

人権教育

- (1) 学校教育における人権教育の推進
- (2) 社会教育における人権教育の推進

人権啓発

- (1) 対象者や課題に応じた人権啓発の推進
- (2) 人権意識を高める機会の充実

2 相談・支援の充実～一人ひとりの安心を守る体制の整備～



施策の方向性

- (1) 相談窓口の周知と相談体制の充実
- (2) 状況やニーズに応じた支援の充実

3 多様な主体との連携・協働～ともに手を取り合うまちづくりの推進～



施策の方向性

- (1) 関係機関との情報共有・連携強化
- (2) 市民及び行政の協働によるまちづくりの推進

●推進期間（計画期間）

- ・令和5年度から令和9年度までの5年間とする。
- ・推進期間内でも社会情勢等の変化により、必要に応じて見直す。

●指針の位置づけ

- ・本指針は、本市における人権教育及び人権啓発の各施策を推進するための基本的な考えや方向性を示したもの。
- ・「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に基づき策定するもの。
- ・国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や県の「岐阜県人権施策推進指針」の内容を踏まえて策定するもの。
- ・市の最上位計画である「羽島市第六次総合計画」、男女共同参画プランなどの関連計画のほか、羽島市まちづくり基本条例との整合・連携を図り策定するもの。